

1 安威川歩道橋のバリカー撤去の要望など歩道上の障害物について

【質問1回目】

○山崎雅数議員 安威川歩道橋のバリカー撤去の問題ですが、今、安威川歩道橋には安全対策として二輪車などが通らないようにバリカー、ポール片側14本設置をされております。昨年、一昨年ですか、弘議員もお聞きしましたけれども、相変わらず市民からは、それが歩行者にとっても障害になると、非常に使いにくい歩道となっているという要望が寄せられております。この現状をどう考えておられるのかお聞きしたいと思います。

現状として自転車やバイクがすり抜けて通っている55センチの幅では車椅子が通るのに苦労する、最近増えてきたシニアカー、電動車椅子では通れないのではないかと。やはり歩行者が優先で歩道というのは運用を考えなくてはいけないのではないかと。高齢者や障害者が後になっているのではないかと。これまでも市の回答は、本来、バリアフリーの観点からいうと歩道上に車どめなどを設置することは避けるべきであるけれども、車どめのない歩道では車両の乗り入れが見られて、バイクの抜け道になることを想定し、安威川両側の車道に自転車などの飛び出し防止に役立つためとしておりますけれども、現状では確かに飛び出しはしにくいでしょうけれども、二輪車は通行して交通弱者のほうが通りづらい、矛盾をするのではないのでしょうか。見方を変える必要があるのではないかと考えています。

ほかにも、安威川歩道橋のように密集した形でなくても、歩道上に駐車を締め出すためと思われる障害物、バリカーが設置されているところが多く存在します。自転車の倫理条例もできました。交通マナーの向上を図りつつもバリカーの設置は減らしていくという方向にならないのかと。先ほどの答弁でも苦情

はないと、反射テープを増やすと、午前中の質問でも歩きスマホの問題、それこそ歩行者が悪いということで片づけてしまうわけにはいかないと思います。交通行政の見直しを図られるお考えはありませんでしょうか。

また、特に交差点、信号待ちの歩行者のたまりが必要なところで隣接した空地、利用ができそうなところは近隣の障害物の撤去など、安全面で要請していくということも必要なのではないかと思っております。お考えをお聞きします。

【質問1回目への答弁】

○藤井土木下水道部長 安威川歩道橋のバリカー撤去の要望など、歩道上の障害物についてのご質問にお答えいたします。

安威川歩道橋は平成9年の開通当初より橋の両端にバリカーを設置いたしております。このバリカーは、車椅子が通行できる幅を確保した上で、極力バイクが通行できないように2列の千鳥配置で設置しております。これによりまして、バイクの通行を抑制し自転車の飛び出しを防止する効果がございしますが、通行しづらいため、バリカーの本数を減らす要望もいただいております。これまでも一部のバリカーの径を小さくして通行幅を広げる対策も行っていました、市としましては通行のしやすさよりも安全を最優先に考え、必要な箇所にはバリカーを残したいと考えております。

しかしながら、近年におきましては、原動機を用いる歩行補助車など、いわゆるシニアカーの利用者も増加しておりますことから、今後、現在の設置間隔でシニアカーの通行に支障がないか検証し、必要であればバリカーの設置間隔の見直しや歩行者と自転車の通行区分けなどの対策も含め検討してまいります。

～会議録抜粋～ 会議録より抜粋し、「一問一答形式に編集」したもので正式な会議録ではありません。

===平成25年第2回定例会 一般質問===

山崎雅数議員

1 安威川歩道橋のバリカー撤去の要望など歩道上の障害物について

次に、歩道上のバリカーが通行の妨げになることについてでございますが、歩道上のバリカーは車両などが歩道に乗り上げて駐車されるのを防止する目的で設置しております。本来、歩行者にとりましては通行の支障となりますので、バリアフリーの観点からもバリカーは極力設置しないほうが望ましいと認識しておりますが、駐車車両の多い地区や沿道の土地利用状況などによっては歩道の駐車を防止し、歩行空間を確保するためにバリカーを設置する必要のある箇所もございます。したがって、その場所の状況に応じましてバリカーの必要性を検討してまいります。

次に、歩道の歩行者たまり場などで隣接する空地を所有者に理解を求め、通行空間として利用できないかについてお答えいたします。

店舗の駐車場や駐輪場などで、現実的に歩行者の待機する空間となっているところがありますことは認識しております。そのような箇所は市内の府道に多く見受けられ、本来信号機付きの横断歩道がある場所では歩行者だまりがあるべきであり、その大きさも利用者の数や周りの状況によって考えられるものであると思っております。したがって、市内にある信号機付き横断歩道箇所におきます歩行者だまりにつきまして、府道におきますは、警察及び茨木土木事務所にその必要性を要望してまいります。また、市道におきます同様の箇所につきましては、歩行者だまりの確保に向け検討してまいります。

【質問2回目】

○山崎雅数議員 安威川歩道橋につきましては、昨年の弘議員の質問の後も変わっていないということを見るので、端的に聞きます。安威川歩道橋は現状を肯定して通りにくいのは我慢してもらって、安全が優先なんだからこのままでもやむを得ない、市民の意見は入

れることはできないとするのか、それとも、通りにくい歩道を改善していく、歩行者優先で現状を変えていくという約束をしていただけるのか、この二者択一、もしくは、ほかに答えがあるならそれでも結構です。お答えいただきたいと思います。

【質問2回目への答弁】

○藤井土木下水道部長 安威川歩道橋のバリカーの件につきまして、最近の事例で申し上げますと、時期は明確にはなっておりませんが、浜町の住民の方から、これは本年の4月9日でございます。両端のバリカーが1本なくなっておるということで、バイク等がすり抜けて危険であるので復旧していただきたいという通報が1件参っております。その後、4月19日の時点でまたもう一方の方から同様の要望、要するに設置復旧の要望が出ております。その後、また23日には弘議員のほうからないよというようなことで、車どめがなくなっているよということで指摘されているというのが4月23日までにいただいております。それを受けまして、5月22日にポール、両端に元のように復旧したという経緯がございます。

先ほど私答弁いたしましたように、道路交通法の施行規則で本年の1月に内閣府が定めた基準がございます。これは原動機を用いる歩行補助車などの基準が定められました。どういう内容かといいますと、この原動機をつくる、これは免許等は要りませんけれども、車体は長さが120センチメートル以内とする、幅は70センチメートル以内とする、高さは109センチメートルとする、車体の構造は原動機は電動機を用いる、6キロメートルの速度を超えないこと、歩行者に危険を及ぼすおそれのある鋭利な突出部がないこと、歩行補助車などを通行させている者が当該者

～会議録抜粋～ 会議録より抜粋し、「一問一答形式に編集」したもので正式な会議録ではありません。

===平成25年第2回定例会 一般質問===

山崎雅数議員

1 安威川歩道橋のバリカー撤去の要望など歩道上の障害物について

から離れた場合には原動機が停止することと
いうことが条件で道路交通法施行規則で定ま
っております。

先ほども私答弁いたしましたように、こう
いうふうな歩行補助車が安威川歩道橋のバリ
カーに支障がないかどうかを検証いたしまし
て、この歩行補助車が通れるように、もし通
れない場合は改善したいと、このように思っ
ております。

【質問3回目】

○山崎雅数議員 電動車椅子が通れるように
改善をされるということをお聞かせいただき
ました。安威川歩道橋はデザインも美しい、
美観的にも非常にあれ残念だと思っておいま
すので、住民の皆さんの意見をよく聞いて、
改善を進めていただけるようお願いしたい
と思います。